

⑦ 所得金額から差し引く各種控除

～令和3年6月30日

控除名	控除対象者	控除額
-	-	-
同居者控除	申込世帯のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
別居の扶養控除	同居者以外の方で、所得税法上の扶養控除の対象として認められている親族	
寡婦控除	夫と死別し又は離婚したのち婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）で、扶養親族を有する方	1人につき 27万円 （その方の所得が27万円未満の場合はその所得金額）
	夫と死別した後婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）で合計所得金額が500万円以下の方	
	婚姻によらないで母となった方で、現に婚姻しておらず、扶養親族又は生計を一にする子を有する方	
寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚したのち婚姻していない方又は妻の生死が不明の方であって、扶養する子があり、かつ、合計所得額が500万円以下の方	
	婚姻によらないで父となった方で、現に婚姻しておらず、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の方	
障害者控除（特別障害者控除）	申込者又は一般控除対象者の中で障害者があり、手帳などを交付されている方（身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳A・A、精神障害者福祉手帳1級等）	1人につき 27万円 （1人につき40万円）
老人控除対象配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く。）	1人につき 25万円

令和3年7月1日～

※太字は変更箇所

控除名	控除対象者	控除額
基礎控除振替額	申込者又は同居者の方で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	1人につき10万円（その方の給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満の場合はその合計額）
同居者控除	申込世帯のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
別居の扶養控除	同居者以外の方で、所得税法上の扶養控除の対象として認められている親族	
寡婦控除（ひとり親控除に該当する方は含まれません。）	夫と離婚したのち婚姻していない方であって、扶養親族を有する方のうち、合計所得額が500万円以下の方（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除きます。）	1人につき 27万円 （その方の所得から基礎控除振替額を控除した残額が27万円未満の場合はその残額）
	夫と死別した後婚姻していない方（夫の生死が不明の方を含む。）のうち、合計所得金額が500万円以下の方（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除きます。）	
ひとり親控除	現に婚姻していない方（配偶者の生死が不明の方を含む。）であって、生計を一にする子があり、かつ、合計所得額が500万円以下の方（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除きます。）	1人につき 35万円 （その方の所得から基礎控除振替額を控除した残額が35万円未満の場合はその残額）
障害者控除（特別障害者控除）	申込者又は一般控除対象者の中で障害者があり、手帳などを交付されている方（身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳A・A、精神障害者福祉手帳1級等）	1人につき 27万円 （1人につき40万円）
老人控除対象配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く。）	1人につき 25万円

（注）控除内容の確認のため、健康保険証、学生証のコピーなどの添付書類を求める場合があります。

